

## 長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 25 日

告示第 380 号

令和 3 年 3 月 4 日告示 1 0 8 号

令和 7 年 4 月 3 日告示 3 6 9 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の介護予防と閉じこもりを防止するとともに、高齢者の生きがいをづくりや健康づくりを進めるため、高齢者が地域の身近な場所で自主的に集い、交流する高齢者ふれあいサロン（以下「サロン」という。）の設置及び運営を行う団体の活動に対し、予算の定めるところにより、長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、サポーターとは、長崎市が実施する高齢者ふれあいサロンサポーター養成講座の修了証を保持する者をいう。

### (助成対象団体)

第 3 条 助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次に掲げる要件を具備する団体とする。

- (1) 小学校区を基本とする住民で構成される団体であること。
- (2) 構成員は市内居住で、年齢がおおむね 6 5 歳以上であること。
- (3) 6 5 歳以上の構成員が 1 0 人以上であること。
- (4) サロンの開催回数が原則として週 1 回以上であること。
- (5) 代表者を 1 人置いていること。
- (6) サポーターを 1 人以上置いていること。

### (助成対象活動)

第 4 条 助成金の交付の対象となる活動は、助成対象団体が行う、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの活動であること。
  - ア 高齢者の健康づくりに関する活動
  - イ 高齢者の趣味とレクリエーションに関する活動

ウ 高齢者の仲間づくりに関する活動

エ その他市長が必要と認める活動

- (2) 開催時間が1回当たり2時間以上であること。
- (3) サポーターが1人以上参加していること。
- (4) 政治、宗教、営利を目的とした活動でないこと。

(実施基準)

第5条 サロンの活動に当たって、代表者及びサロンの運営に関わる者は、次の基準を満たすよう努めるものとする。

- (1) 会場を清潔に保つこと。
- (2) サロンの活動で知り得た個人情報等について、漏えい、滅失又はき損しないよう適切に管理し、当該活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 事故が発生した場合は、速やかに本市へ報告を行うこと。

(対象経費)

第6条 助成金の対象経費は、サロンを開催するために必要な経費（以下「サロン開催費」という。）及びサロンを開設するために必要な経費（以下「初年度準備費」という。）とする。

- 2 サロン開催費の対象となる経費は、サロンの活動に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。
- 3 初年度準備費の対象となる経費は、備品購入費（1品の価格が1万円以上5万円以下のものはサロンの開設年度に限る。）とする。

(助成額)

第7条 助成額及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、4月末日とする。

- 2 年度途中に開設されたサロンの申請の期日は、当該年度の2月末日とする。
- 3 規則第3条第1項第5号の書類は、助成金の振込口座を証する書類及び登録者名簿とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、当該助成金に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管することとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、概算払により交付することができるものとする。

(交付時期)

第11条 サロン開催費及び初年度準備費は、規則第3条第1項の規定による申請書  
その他書類の提出があった日の属する月の翌月の末日までに交付するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項に規定する期日は、規則第6条第1項の規定による通知  
を受領した日から起算して14日とする。

(変更事項の届出)

第13条 助成金の交付の決定を受けているサロンにおいて、申請内容に変更があっ  
たときは、高齢者ふれあいサロン変更届(第1号様式)を変更のあった日から30  
日以内に、市長に届け出なければならない。

(解散等の届出)

第14条 助成金交付の決定を受けているサロンが解散又はその活動を休止しよう  
とするときは、解散又は活動を休止しようとする日の30日前までに、高齢者ふれ  
あいサロン解散等届(第2号様式)を市長に届け出なければならない。

(実績報告書)

第15条 規則第12条に規定する別に定める期日は、助成金の交付決定をした翌年  
度の4月末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、解散又は活動を休止したサロンは、解散又は活動を休  
止した日から30日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。  
い。

3 規則第12条第2号に規定する市長が必要と定める書類は、開催状況報告書(第  
3号様式)とする。

(助成金の交付手続の特例)

第16条 規則第13条の規定による補助金等確定通知書及び規則第15条第2項  
の規定による請求書は、省略するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成29年4月25日告示第380号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則(令和3年3月4日長崎市告示108号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年4月3日長崎市告示369号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第7条関係）

項目	区分	1回あたりの金額	限度額/年
サロン開催費	10人～20人	4,000円	208,000円
	21人～30人	5,000円	260,000円
	31人以上	6,000円	312,000円
初年度準備費	初年度のみ	50,000円	50,000円

備考

- 1 サロン開催費は、年度内の開催回数に、4月1日時点の登録者数に応じた区分の1回あたりの金額を乗じた額（以下「サロン開催費年額」という。）とする。ただし、サロン開催費年額が別表の限度額を超える場合は、その限度額をサロン開催費年額とする。
- 2 年度途中に開設されたサロンのサロン開催費年額は、開設日以降の開催回数に、開設日時点の登録者数に応じた区分の1回あたりの金額を乗じた額とする。ただし、サロン開催費年額が開設日から年度末までの日数を7で除した数（小数点以下切り捨て）に開設日時点の登録者数に応じた区分の1回あたりの金額を乗じた額（以下「年度途中開設サロン限度額」という。）を超える場合は、年度途中開設サロン限度額をサロン開催費年額とする。
- 3 第4条第1号に規定する活動に該当しない活動は、開催回数から除く。
- 4 初年度準備費は、新たに開設されたサロンに対し、1回限り交付するものとする。

第1号様式（第13条関係）

高齢者ふれあいサロン変更届

年 月 日

（あて先）長 崎 市 長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

㊟

長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱第13条の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	
変更後の内容	
変更前の内容	

第2号様式（第14条関係）

高齢者ふれあいサロン解散等届

年 月 日

（あて先）長 崎 市 長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

㊤

長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	
内 容	
時 期	

